

京丹波町立学校給食センター複合機賃貸借及び保守サービス業務に関する 契約仕様書

1 契約の内容

京丹波町（以下「発注者」という。）に対し、複合機賃貸借・保守サービス供給業者（以下「受注者」という。）が複合機を設置し、その複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行い、複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給し、発注者がこれに対して、複合機の賃借料及び複写枚数に応じた保守サービス料金を支払うものとする。

2 契約期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は平成25年3月28日から平成30年3月27日までとする。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 契約金額（単価）

本件は、次の業務について契約を行い、料金を支払うものとする。

(1) 複合機の賃貸借料金

本仕様書に記載した複合機の月額賃貸借料（税抜き、オプション含む）で契約を行う。

(2) 保守サービス料金

上記（1）の複合機の使用に係る保守サービス料金については、モノクロ及びカラーの1枚当たりの単価（税抜き）で契約を行う。2色刷りは、モノクロと同単価とする。このとき、使用枚数による単価の変動はないものとする。

(3) 本仕様書に記載した複合機の月額賃貸借料の総額、及び保守サービス料金の総額の合計金額を入札額とする。

4 複合機の設置台数及び機種

複合機の設置台数は1台とし、その設置場所及び設置機種は、別紙のとおり

とする。ただし、設置場所には変動の可能性があるものとする。

5 料金の支払

- (1) 受注者は、毎月27日において発注者の係員の確認を受けて、複写枚数に応じた保守サービス料金、複合機の賃貸借料及び法令所定の消費税を発注者に対し請求する。
- (2) 保守サービス料金は、1箇月間(月の28日から翌月の27日までをいう。以下同じ。)の複写枚数に契約単価を乗じた額(小数点以下切捨て)とする。
- (3) 複写枚数は、当該機器による1箇月間の総複写枚数から、受注者の技術員が当該機器の点検、調整等のために使用した複写枚数を減じた数とする。

6 複合機の保守等

- (1) 複合機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- (2) 複合機の故障等が頻繁に発生する場合は、受注者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。
- (3) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間内に行うものとする。
- (4) 消耗品については、発注者からの申出等に基づいて円滑に供給を行うとともに、使用済み消耗品の回収を行うこと。
- (5) 受注者は、発注者が複合機を適切に使用することができるように、機能等について教育委員会職員へ必要な指導及び助言を行うものとする。

7 複合機の管理等

- (1) 複合機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 発注者は、複合機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合当該機器の移動は、受注者が行うものとする。なお、設置場所変更に要する費用は、受注者が負担するものとする。

8 保険

受注者は、契約対象物件について、受注者の費用で動産総合保険に加入する。

9 機器の設置等

- (1) 機器は平成25年3月28日から正常に稼働できるように設置し、取扱方

法の適切な指導を行うこと。契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。

- (2) 搬入設置及び撤去に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- (3) 設置に際し、機器のネットワーク接続及び設定等を行うこと。

10 機密の保持

- (1) 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 受注者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去すること。

別紙

複合機の設置場所、設置機種等

設置場所	設置場所住所	エレベーター の有無	設置機種	台数	月間複写想定枚数	
					モノクロ	カラー
瑞穂学校給食センター 1階	京丹波町橋爪地内	—	富士ゼロックス社 DocuCentre-IV C2263 または リコー社 Imagio MP C2201 または上記と同等以上の機種 (必要な性能条件) ・カラー複写 ・ファックス、プリンター、スキャナー機能 ・自動両面送り装置 ・連続複写速度 毎分20枚以上 (A4横、モノクロ・フルカラー複写時)	1台	1,000枚	100枚
月間複写想定枚数 合計					1,000枚	100枚